

三重県地域防災計画添付資料

【第5部 東海地震に関する緊急対策編】

令和8年3月修正

三重県防災会議

目 次

【第5部】 東海地震に関する緊急対策編

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割	1
--------------------	---

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等	10
第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置	13
第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	17
第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保	22
第5節 救助・救急活動及び消防活動	23
第6節 医療・救護活動態勢の確保	24
第7節 緊急輸送態勢の確保	25
第8節 水防活動	27
第9節 緊急の交通・輸送機能の確保	28
第10節 広域的な応援・受援体制の整備	32
第11節 ライフライン施設の安全対策	33
第12節 公共施設等の安全対策	35
第13節 危険物施設等の安全対策	39
第14節 食料及び生活必需品等の確保	40
第15節 社会秩序の維持	42

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割

第1項 東海地震に関する緊急対策の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、平成25年4月時点で東海地域を中心に1都7県157市町村、本県では10市町が東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定されており、その他の市町についても強化地域の周辺に位置しているため、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画（特別対策）は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき緊急対策にかかる措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

■ 共通事項等

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

1 基本的な考え方

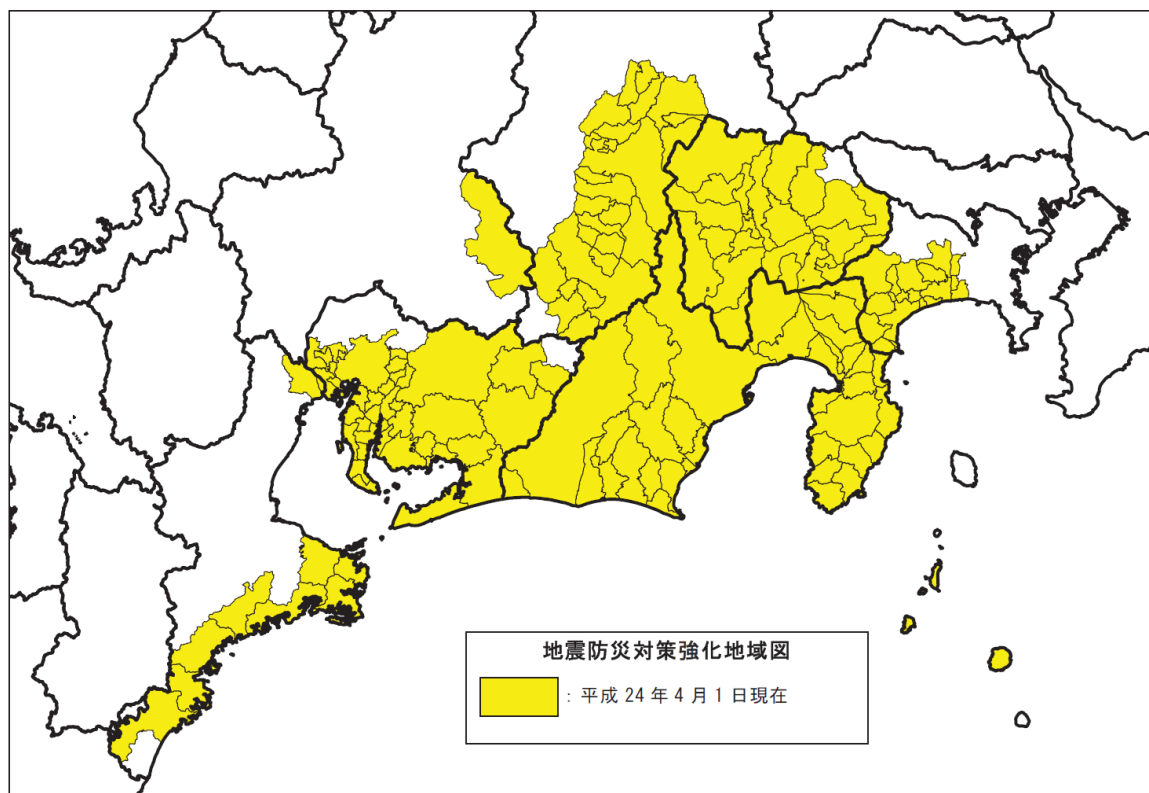
- ① この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- ② この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、県、市町、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- ③ 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- ④ 地震発生後の災害対策は「第3部 発災後対策」により対処する。
- ⑤ 市町、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。
- ⑥ 市町は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、市町の区域を細分して、市町内で複数の防災対応を計画することができる。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応を執る場合は、そのような対応を執る必要性和確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定める。

2 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域とは、大震法第3条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことである。

地震防災対策強化地域に指定されると、当該地域の県や市町、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者は、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することとされ、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費に補助

を行うことなどが規定されている。



(内閣府ホームページより)

【三重県内地震防災対策強化地域指定市町】

伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

3 東海地震に関連する情報

東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震予知情報 (カラーレベル 赤)

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

(2) 東海地震注意情報 (カラーレベル 黄)

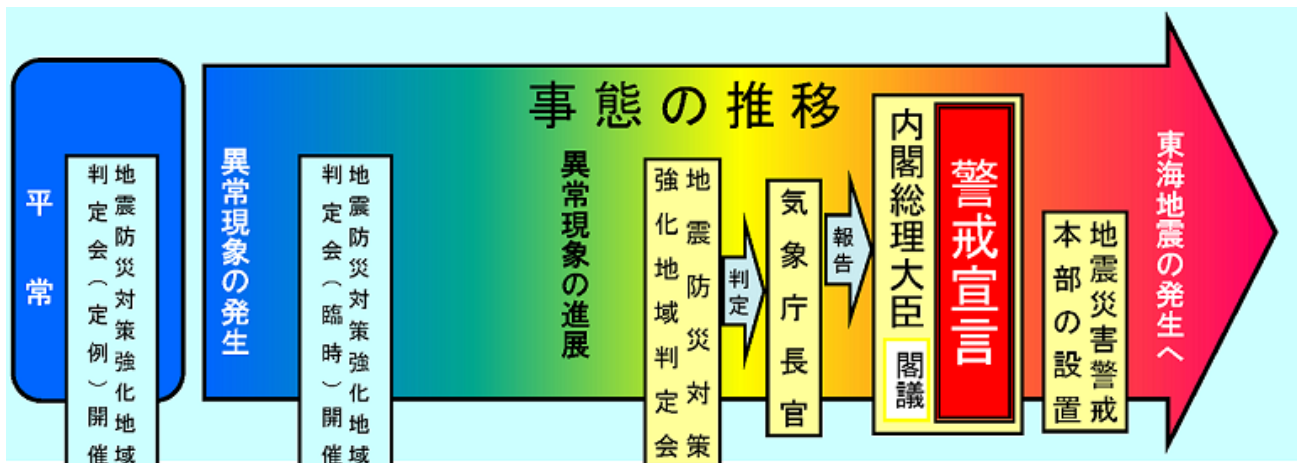
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

(3) 東海地震に関連する調査情報(臨時) (カラーレベル 青)

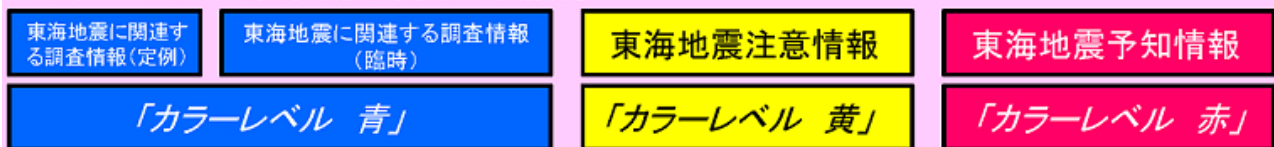
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

(4) 東海地震に関連する調査情報(定例) (カラーレベル 青)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会 (以下、判定会) で評価した調査結果を発表する。

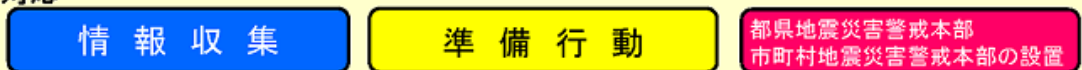


気象庁発表の「東海地震に関連する情報」



注: 観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激で情報発表できないまま東海地震が発生する場合があります。

防災機関等の対応



(気象庁ホームページより)

第3項 東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- ② 避難の勧告又は指示に関する事項
- ③ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- ⑤ 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- ⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- ⑦ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑧ 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- ⑨ その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- ⑩ 市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- ⑪ その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

2 市町

市町は下記の業務を行う。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- ② 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- ③ 県警戒本部への報告、要請等
 - a 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - b 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- ④ 消防職員・団員及び水防団の配備等
- ⑤ 避難者等の救護
- ⑥ 緊急輸送の実施
- ⑦ 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- ⑧ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 中部管区警察局

- ① 管区内各県警察の災害警察活動に関する指導・調整
- ② 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
- ③ 管区内各県警察の相互援助の調整
- ④ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- ⑤ 情報の収集及び伝達
- ⑥ 津波警報等の伝達

(2) 東海財務局

- ① 金融上の諸措置
- ② 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。
また、国有財産にかかる関係機関との連絡調整を行う。

(3) 東海北陸厚生局

- ① 災害状況の情報収集、連絡調整
- ② 関係職員の派遣
- ③ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

- ① 管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施
- ② 農業関係金融機関に対する指導
- ③ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

(5) 近畿中国森林管理局

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
- ② 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
- ③ 国有林野の火災予防措置
- ④ 災害対策用復旧用材の供給準備

(6) 中部経済産業局

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡

- ② 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
 - ③ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
- (7) **中部近畿産業保安監督部**
- ① 高压ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導
 - ② 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる①の円滑な実施
- (8) **中部運輸局**
- ① 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
 - ② 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- (9) **大阪航空局 中部空港事務所**
- ① 必要に応じて一般航空機の飛行規制の措置
- (10) **第四管区海上保安本部**
- ① 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
 - ② 航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
 - ③ 勧告及び命令による船舶の安全確保
 - ④ 海上における治安の維持
- (11) **津地方気象台**
- ① 東海地震に関連する情報等の通報
 - ② 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説
- (12) **東海総合通信局**
- 電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (13) **三重労働局**
- 爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請
- (14) **中部、近畿地方整備局**
- ① 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
 - ② 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
 - ③ 人員・資機材等の配備・手配
 - ④ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
 - ⑤ 道路利用者に対する情報の提供
- (15) **国土地理院中部地方測量部**
- ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施
 - ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施
 - ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施
 - ④ 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施
- (16) **中部地方環境事務所**
- ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 近畿中部防衛局東海防衛支局

- ① 所管財産の使用に関する連絡調整
- ② 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

4 指定公共機関

指定公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社NTTドコモ三重支店

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ② 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ③ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- ④ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- ⑤ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

(2) KDDI株式会社中部総支社

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(3) ソフトバンク株式会社

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(4) 日本銀行名古屋支店

- ① 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助
- ② 関係機関との協議に基づく、「第2章 第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置 第2項 <その他の防災関係機関が実施する対策>」に掲げる措置の民間金融機関への要請

(5) 日本赤十字社三重県支部

- ① 医療救護班の派遣準備
- ② 血液製剤の確保及び供給の準備
- ③ 救護物資の配布準備

(6) 日本放送協会津放送局

- ① 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
- ② 警戒宣言発令時における非常組織の設置
- ③ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
- ④ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
- ⑤ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(7) 中日本高速道路株式会社

- ① 警戒宣言等の伝達
- ② 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- ③ 交通対策
- ④ 緊急点検

(8) 独立行政法人水資源機構

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達
- ② 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備

- ③ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保

(9) 東海旅客鉄道株式会社

- ① 警戒宣言発令情報の伝達
- ② 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
- ③ 滞留旅客に対する避難誘導等
- ④ 強化地域への列車の進入禁止措置
- ⑤ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- ⑥ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- ⑦ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

(10) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
- ② 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- ③ 旅客の避難、救護
- ④ 列車の運転規制
- ⑤ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(11) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社 J E R A 西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社

- ① 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- ② 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(12) 東邦ガス株式会社

- ① ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- ② 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置
- ③ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

(13) 日本郵便株式会社

- ① 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
- ② 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- ③ 上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
- ④ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(14) 独立行政法人国立病院機構

- ① 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- ② 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ③ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援

5 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 公益社団法人三重県医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 三重テレビ放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる

(3) 三重エフエム放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる

(4) 三重交通株式会社

- ① 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
- ② 乗客の避難、救護
- ③ 車両の運転規制
- ④ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(5) (一社) 三重県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保、物流専門家の派遣等

(6) 近畿日本鉄道株式会社

- ① 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- ② 旅客の避難、救護
- ③ 列車の運転規制
- ④ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(7) 三重県エルピーガス協会

- ① 供給設備及び工場設備の災害予防
- ② 需要家に対する災害予防広報

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(3) 危険物施設等の管理者

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(4) 各港湾施設の管理機関

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(5) 土地改良区

- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）
三重交通株式会社に準ずる
- (7) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）
近畿日本鉄道株式会社に準ずる
- (8) ガス事業者（東邦ガス株式会社、（一社）三重県LPガス協会を除く）
東邦ガス株式会社及び（一社）三重県LPガス協会に準ずる

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等(東海1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。
- 警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、地震災害警戒本部（県、市町）を設置し活動態勢を整備する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 活動態勢の概要

気象庁の地震活動等総合監視システムで異常現象が検知等され「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合、異常現象が進行し気象庁が「東海地震注意情報」を発表した場合及び大震法に基づき東海地震にかかる地震防災対策強化地域に「警戒宣言」が発せられた場合には、以下に掲げる配備体制をとる。

体制	東海地震準備体制	東海地震警戒体制	東海地震非常体制
配備基準	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	東海地震注意情報が発表されたとき	東海地震にかかる警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられたとき
本部設置	—		県地震災害警戒本部設置
配備要員	各班の配備計画による	全職員	全職員
業務	情報収集、連絡体制の確保	各関係機関等との情報共有・連携体制の構築	各関係機関の実施する対策の連絡調整及び緊急対策実施体制の確保

県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という）の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、三重県地震災害警戒本部条例及び三重県地震災害警戒本部運営要領に定めるところによる。

2 県警戒本部の概要

(1) 組織及び所掌事務

ア 組織

県警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また地域防災総合事務所等ごとに支部（以下この編において「支部」という。）を置く。

なお、組織は「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」の規定を準用する。この場合、「地方部」とあるのを「支部」と読み替える。

イ 所掌事務

警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりで、各部各班の所掌事務は三重県地震災害警戒本部運営要領の定めるところによる。

なお、支部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、支部において対処する。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 地震防災応急対策上必要な広報
- ③ 緊急輸送の実施又は調整
- ④ 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備
- ⑤ 社会秩序を維持する活動
- ⑥ 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整

3 通信機能の確保

「第3部 第1章 第2節 通信機能の確保」を参考に、災害発生に備え、国や市町及び各防災関係機関等との通信機能を確保するための対策を講じる。

4 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

災害が発生し、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合に備え、連絡・受入体制を確保するよう対策を講じる。

■市町が実施する対策

1 市町地震災害警戒本部の概要

強化地域に指定された市町は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置して地震防災応急対策活動を行う。

(1) 市町警戒本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
 - (ア) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施にかかる職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ③ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- ④ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- ⑤ 消防、水防等の応急措置
- ⑥ 避難者等の安全確保
- ⑦ 緊急輸送の実施
- ⑧ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ⑨ 自主防災組織活動の指導、連携
- ⑩ その他地震防災応急対策上の措置

(2) 消防、水防機関の所掌事務

- ① 消防本部は、市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - a 情報の収集と伝達
 - b 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - c 警戒区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達
 - d 出火防止のための広報
- ② 消防団、水防団は、消防本部、市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - a 情報の収集と伝達
 - b 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - c 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - d 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
 - e 住民の避難誘導
 - f 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - g 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - h 救助用資機材の確保準備
 - i その他状況に応じた防災、水防活動

第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置（東海2）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）
警察部隊

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、県民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

■県民が実施する対策

1 家庭における措置

東海地震に関連する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、県民は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。
- ② 東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
- ③ 警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される地域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難する。
- ④ 危険が予想される地域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- ⑤ 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- ⑥ 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- ⑦ 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと。
- ⑧ 身軽で安全な服装に着替えること。
- ⑨ 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- ⑩ 万一の時は脱出口を確保すること。
- ⑪ 自主防災組織は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。
- ⑫ 自動車や電話の使用は自粛すること。

2 職場における措置

東海地震に関連する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、県民は、職場において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。

- ② 東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- ③ 警戒宣言が発せられた場合は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- ④ 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- ⑤ 消防計画、予防規程などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- ⑥ 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- ⑦ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ⑧ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- ⑨ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- ⑩ 事業所内の情報共有体制を確立すること。
- ⑪ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ⑫ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛し、必要に応じ従業員を職場内に待機させるなどの措置を講じること。
- ⑬ 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること。

3 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

- ① 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- ② 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 消費者庁等が実施する物資物価対策

所管にかかる生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は売り惜しみに関して、これをしていないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視する。

2 東海財務局津財務事務所が実施する金融上の諸措置

(1) 民間金融機関に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

- ① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。
- ② 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等名を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- ③ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。
- ④ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

イ 当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

- ① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、地震防災対策強化地域内にある民間金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めること。
- ② 地震防災対策強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店又は本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

(2) 保険会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

- ① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には営業所等における営業を停止すること
- ② 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- ③ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業の開始又は再開は行わないこと。
- ④ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

イ 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

(3) 証券会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

- ① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所等の窓口における業務を停止すること。
- ② 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- ③ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わないこと。
- ④ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。

イ 当該強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該強化地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うこと。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 日本郵便株式会社が講じる措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

- ① 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- ② 上記①により業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
- ③ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局へ戻る。
- ④ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) 強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（東海3）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）

：被災者支援部隊（避難者支援班）

：警察部隊

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する情報等を市町及び各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達するとともに、住民に対する広報活動を実施する。
- 警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 情報伝達及び広報

次により、情報伝達及び広報を行う。

- ① 消防防災無線により消防庁から通知される警戒宣言及び東海地震予知情報、並びに防災情報提供システムにより気象庁（津地方気象台）から通知される東海地震に関連する情報等は、県警戒本部設置前には災害対策課において、県警戒本部設置後には県警戒本部において受理伝達する。
- ② 市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災通信ネットワークによって行う。
- ③ 県内部における伝達は、職員一斉メールシステムにより行う。
- ④ 警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て県民への周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するため収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等をあらかじめ定めておく。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の勧告、指示の状況
- ② 避難の状況
- ③ 市町及び防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- ④ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ⑤ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ⑥ 市町からの要請及び防災関係機関への要請
- ⑦ 金融機関の措置情報

3 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 市町から避難状況の把握に努め、必要な連絡調整を行う。
- ② 山間部や半島部など必要最小限の車両を活用して避難を行う地域について、市町からその実情

を把握し、必要な連絡調整を行う。

- ③ 県の管理する施設を避難場所及び収容者の救護施設として地域住民に開設する等市町に協力する。また、避難にあたり介護を必要とする人を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置を実施する。
- ④ 避難者の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市町から要請があれば協力する。
- ⑤ 市町等が行う避難行動要支援者の避難支援、出張者及び旅行者等への関係事業者と連携した避難誘導等について関係事業者との調整等避難対策を支援する。
- ⑥ 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町が行う避難誘導、保護等の活動と連携し、必要に応じて市町及び民間事業者間の調整等を行う。(被災者支援部隊)
- ⑦ 市町が行う避難対策に協力し、避難指示等の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等必要な措置を講ずる。

また、大震法第26条で準用する基本法第61条の措置（警察官が市町長の要請を受け又は市町長に代わって避難の指示）を行う。

■市町が実施する対策

1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

以下により、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知を行う。

- ① 県から伝達される警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより、確実に行う。
- ② 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン及び同報無線等を用いて、地域住民等に確実に伝達する。
- ③ 東海地震予知情報等は、同報無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡等により地域住民等に周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の状況
- ② 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ③ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- ④ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ⑤ 情報の変容、流言等の状況
- ⑥ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- ⑦ 消防（水防）職員・団員等の配備命令
- ⑧ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

3 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の状況
- ② 市町の地震防災応急対策の実施状況

4 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 市町が、市町地域防災計画において想定した津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- ② 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩による。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
- ③ 避難誘導や避難地での生活にあたっては、避難行動要支援者・要配慮者等に配慮する。
- ④ 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

5 避難のための勧告及び指示

- 避難地 主に警戒宣言が発せられた時、津波、山・がけ崩れの危険から逃れるための事前避難先。警戒宣言時に開設され、原則として屋外施設となる。体育館などの屋内は使用できない。
- 避難所 被災後に自宅を失った人、自宅に戻れない人が一時的に共同生活を送る場所。災害発生後に開設され、建物の屋内があてられる。

(1) 勧告・指示の基準

市町長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行う。

(2) 勧告・指示の伝達方法

市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行う。

また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。

なお、市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼する。

(3) 避難に関する周知事項

市町（消防機関及び水防団を含む。）は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

- ① 避難対象地区の地区名
- ② 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- ③ 避難経路及び避難先
- ④ 避難する時期
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

6 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市町は、避難対象地区のうち、大震法第 26 条において準用する基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、5 の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

7 避難状況の報告

市町は、自主防災組織及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次の②に関する報告を求めない。

- ① 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - b 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - c 市町等に対する要請事項
- ② 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。
 - a 避難地名
 - b 避難者数
 - c 必要な救助・保護の内容
 - d 市町等に対する要請事項

また、市町は、避難状況について県へ報告する。

8 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

- ① 津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。
- ② 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等のための措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 避難地の運営

- ① 避難地は、原則的に市町、避難地の学校等施設の管理者、避難者（住民）の三者が協力して運営する。
- ② 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請する。
- ③ 避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。

- ④ 避難者（住民）は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- ⑤ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。
- ⑥ 避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点等に配慮する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<日本放送協会が実施する対策>

1 報道機関の情報伝達

(1) 地震予知情報等の放送

地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

- ① 東海地震注意情報の臨時ニュースはテレビとラジオを通して全国放送する。
- ② 警戒宣言が発せられた時はテレビとラジオで速やかに緊急警報放送を開始する。

<海上保安庁が実施する対策>

1 海上における避難対策

警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への避難指示等を行う。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 避難計画の作成

避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に立った避難地運営に努めること。

- ① その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。また、このためあらかじめ自宅の耐震点検等を行い耐震性を十分把握しておく。
- ② 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができる。

第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保（東海4）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の児童生徒等の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

第2項 対策

■ 県立学校が実施する対策

1 児童生徒等の安全対策

児童生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

- ① 児童生徒等が在校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ② 児童生徒等が、登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ③ 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

県立学校においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。

東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

■ 市町が実施する対策

1 児童生徒等の安全対策

「＜県立学校が実施する対策＞1 児童生徒等の安全対策」に準ずる。

第5節 救助・救急活動及び消防活動（東海5）

【主担当部隊】：総括部隊（救助班）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- ① 警戒宣言が発せられた場合、災害の発生に備え、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関との事前活動調整にあたる。
なお、消防機関の具体的な調整については、三重県消防応援活動調整本部が行う。
- ② 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。
- ③ 警戒宣言が発せられた場合、火災の発生防止、初期消火等について、報道機関の協力を得て広報を行う。
- ④ 県が保有する資機材等の点検、配備を行う。

■市町が実施する対策

1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- ① 消防職員、消防団員を中心に警戒体制の強化を図る。
- ② 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- ③ 消防車両・資機材の点検、整備を行う。
- ④ 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- ⑤ 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- ⑥ 消防計画の速やかな履行、火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。
- ⑦ 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- ⑧ 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- ⑨ 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- ⑩ 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。

第6節 医療・救護活動態勢の確保（東海6）

【主担当部隊】：保健医療部隊（医療活動支援班）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 医薬品等の確保

県で備蓄している医薬品・衛生材料等の搬出準備を行う。

また、医薬品等関係機関に対し、医薬品・衛生材料・防疫用薬剤等の在庫確認と搬出準備を要請し、供給体制の確保を図る。

輸血用血液について三重県赤十字血液センターに対し、緊急対策を要請する。

2 医療救護提供体制

警戒宣言の発令により、災害拠点病院、災害医療支援病院、（公社）三重県医師会、（一社）三重県病院協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院等に、DMATと医療救護班の待機を要請する。

3 情報収集体制

EMIS等による医療機関等からの情報収集体制の準備を行う。

■市町が実施する対策

以下により、医療・救護活動態勢を確保する。

- ① 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- ② 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
- ③ 要救護者の搬送準備を行う。
- ④ 住民等に対し救護所の周知を図る。
- ⑤ 市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- ⑥ 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第7節 緊急輸送態勢の確保（東海7）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 緊急輸送基本方針

以下により、緊急輸送態勢を確保する。

- ① 警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、県地震災害警戒本部及び市町地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行う。
- ② 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- ③ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- ④ 警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

緊急輸送の対象となる人員、物資等は、以下のとおりとする。

- ① 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- ② 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- ③ 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - a 食料
 - b 日用品等
 - c その他緊急に輸送を必要とするもの

3 輸送体制の確立

(1) 輸送の方法

ア 陸上輸送

「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

イ 海上輸送

海上輸送については、航路・泊地の状況調査等を行い、緊急輸送を確保する。

ウ 航空輸送

県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて国の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼する。

(2) 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- ① 県有車両の活用
- ② 民間車両の借上げ
- ③ 国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
- ④ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4 緊急輸送の調整

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

- 第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- 第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
- 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

■市町が実施する対策

以下により、緊急輸送体制を確保する。

- ① 市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。
- ② 市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資等については、県に準ずる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。また、中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能台数の確認を行い、速やかに出動できるように体制を整える。防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えてヘリポートの確保を図る。

第8節 水防活動(東海8)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、堰堤等の門扉開閉を行う。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 水門、堰堤等の操作

警戒宣言が発せられた場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整える。

2 危険箇所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施する。

■市町が実施する対策

1 応援計画の事前策定

「<県が実施する対策> 1 水門、堰堤等の操作」に準ずる。

2 応援部隊等の受入

「<県が実施する対策> 2 危険箇所把握体制の整備」に準ずる。

第9節 緊急の交通・輸送機能の確保（東海9）

【主担当部隊】：警察部隊

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第2項 対策

■ 県が実施する対策

1 道路交通対策

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- ① 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- ② 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。
- ③ 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

(2) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。

① 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

② 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

③ 広域交通規制

緊急交通路及び隣接県境の主力道路において、必要な交通規制を実施する。

④ 緊急交通路及び隣接県境の主力道路は、次のとおりである。

自動車専用道路

東海環状道 伊勢湾岸自動車道 東名阪自動車道 伊勢自動車道 紀勢自動車道

国道25号（名阪国道） 国道42号（熊野尾鷲道路）

一般国道

国道1号 国道23号 国道42号 国道163号 国道165号

国道166号 国道169号 国道258号 国道306号 国道421号

国道477号

⑤ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行う。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場

における指示により交通規制を行う。

⑥ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(4) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急通行車両等）とする。

緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、三重県防災対策部、地域防災総合事務所及び地域活性化局において以下のとおり行う。

また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。

ア 緊急通行車両確認証明書の交付手申請続き

災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。

また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。

イ 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

（事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載）

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社が実施する対策＞

1 東海地震注意情報時

(1) 列車の運転取扱い

- ① 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
- ② 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

2 警戒宣言発令時

(1) 列車の運転

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

- ① 強化地域への列車の進入を禁止する。
- ② 当該強化地域を運転中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客の待機、救護等

- ① 警戒宣言が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。
- ② 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

<近畿日本鉄道株式会社が実施する対策>

東海地震注意情報時及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずる。

(1) 列車の運行

- ① 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- ② 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。
- ③ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止する。
- ④ 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。

(2) 旅客の案内等

- ① 東海地震注意情報発表を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧める。
- ② 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

<その他の鉄道事業者の対策>

近畿日本鉄道事業者の実施する対策に準じる。

<三重交通株式会社が実施する対策>

以下により、緊急輸送機能を確保する。

- ① 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- ② 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。
- ③ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行う。

- ④ 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。
- ⑤ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

＜その他の一般乗合旅客自動車運送事業者が実施する対策＞

三重交通株式会社の対策に準ずる。

＜海上保安庁、漁港管理者が実施する対策＞

1 海上交通の確保対策

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講ずる。

(1) 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

海上保安庁は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 港及び港の境界付近にある船舶に対し、港外又は沖合など安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずるなどの措置を行う。
- ② 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理及び指導を行う。

(2) 漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者に対して、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。

- ① 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
- ② 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
- ③ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10節 広域的な応援・受援体制の整備(東海10)

【主担当部隊】：総括部隊(救助班、派遣班)

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、県は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。
- 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 応受援計画の事前策定(総括部隊)

警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部 第1章 第5節 広域的な応援・受援体制の整備」に準じ、応受援計画を事前に策定しておく。

2 応援部隊等の受入(総括部隊、保健医療部隊、救援物資部隊、被災者支援部隊)

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。

広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

■市町が実施する対策

1 応受援計画の事前作成

「<県が実施する対策> 1 応受援計画の事前作成」に準ずる。

2 応援部隊等の受入

「<県が実施する対策> 2 応援部隊等の受入」に準ずる。

第11節 ライフライン施設の安全対策（東海11）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（水道応援班）

：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかるとする事前措置を実施する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 飲料水の確保

- ① 可能な限り、県水受水市町の緊急貯水により増加する水需要に対し、給水を確保、継続する。また「三重県水道災害広域応援協定」による資機材及び人員の応援を確認する。
- ② 水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援を命じ、また「三重県水道災害広域応援協定」により応援を要請する。

■市町が実施する対策

1 飲料水の確保

- ① 水道事業管理者は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続する。
施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表市又は県等の応援を要請する。
- ② 水道事業管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 電気の供給（電気事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

東海地震注意情報が発表されたとき、電力事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部等の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部等を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

- ① 地震警戒要員を確保する。
- ② 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- ③ 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

- ① 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

- ② また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- ③ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

2 ガスの供給（ガス事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

東海地震注意情報が発表されたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

- ① 地震警戒要員を確保する。
- ② 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- ③ 関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

- ① 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
- ② 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- ③ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。
また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

3 通信の確保（固定通信事業者、移動通信事業者）

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

(1) 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(3) 要員・資機材等の確保

- ① 地震警戒要員を確保する。
- ② 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- ③ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

(4) 情報連絡ルートの確保

- ① 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも行う。
- ② 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- ③ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

- ① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- ② 電報の受付、配達状況
- ③ 利用者に協力を要請する事項
- ④ その他必要とする事項

第12節 公共施設等の安全対策（東海12）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 公共施設（県が管理又は運営する施設）

(1) 道路

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発令された場合には、県は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとる。

- ① 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置により道路利用者に対し行う。
- ② 緊急輸送道路において県公安委員会が実施する交通規制等に協力する。
- ③ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- ④ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- ⑤ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 河川、海岸、港湾、漁港等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発令された場合には、県は直ちに所管する河川、海岸、港湾、漁港及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずる。

(3) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

(4) 不特定多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報等の来訪者への伝達
- ② 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- ③ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止

- ④ 出火防止措置
- ⑤ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

(6) 工事の中断

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じて立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 水道用水供給施設等

貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(8) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、おおむね次の措置を講ずる。

- ・コンピュータ本体の固定を確認する。
- ・重要なデータから順次安全な場所に保管する
- ・警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2 民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発令された場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

- ① 警戒宣言が発令された場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
 - a 不特定多数の人の出入りする施設等（映画館等）で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。
 - b 生活必需品を取扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- ② 警戒宣言、東海地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
- ③ 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- ④ 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- ⑤ 自衛消防組織に関すること。
- ⑥ 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
- ⑦ 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品等の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。
- ⑧ 施設、消防用施設等の点検に関すること。
- ⑨ 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

■市町が実施する対策

1 民間施設（事業所に対する指導、要請）

「＜県が実施する対策＞ 2 民間施設（事務所に対する指導、要請）」に準ずる。

第13節 危険物施設等の安全対策（東海13）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

：保健医療部隊（保健衛生班）

：警察部隊

第1項 計画目標

- 大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

「第3部 第6章 第2節 危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

■市町が実施する対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

「＜県が実施する対策＞1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等

「＜県が実施する対策＞1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

2 海上の危険物対策

「＜県が実施する対策＞1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

第14節 食料及び生活必需品等の確保 (東海14)

【主担当部隊】：救援物資部隊（物資支援班、物資活動班）

：被災者支援部隊（水道応援班）

：総括部隊（総括班）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品等の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は市町の緊急物資の供給は、これを補完する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 食料の確保

- ① 市町からの要請に基づき国から供給される政府所有米穀について、迅速に供給されるよう支援を行う。
- ② 学校給食用施設、公民館等の活用と炊き出し要員の組織体制の整備に対応できるよう市町に要請する。
- ③ 食料等の確保を必要とする場合に備え、協定締結企業等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておく。

2 生活必需品の確保

生活必需品を取り扱う協定締結企業等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておく。

3 飲料水の確保

- ① 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、県民に対して貯水の励行を呼びかける。
- ② 市町が実施する飲料水対策を指導する。
- ③ 広域的な応援体制を確立する。
- ④ 企業庁は、水道用水供給施設について飲料水を確保するために必要な措置を講ずる。

4 応援要請

地震発災後に備え、災害応援協定を締結している他府県との連絡調整を図る。

締結している応援協定は次のとおりである。

- ① 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- ② 中部9県1市災害時等の応援に関する協定
- ③ 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
- ④ 紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定

■市町が実施する対策

- ① 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- ② 三重县市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- ③ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- ④ 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設準備を行う。
- ⑤ 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- ⑥ 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- ⑦ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- ⑧ 応急復旧体制の準備をする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 中部経済産業局が実施する対策

県の要請に基づき、所掌にかかる生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整を行う。

2 日本赤十字社三重県支部が実施する対策

地震発生後、速やかに支援物資の配布ができるよう（一社）三重県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

第15節 社会秩序の維持（東海15）

【主担当部隊】：総括部隊（広聴広報班）

：警察部隊

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して対策を講じるとともに、県民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 予想される下記の混乱に対して対策を講じる

- ① 地震予知情報等に関する流言
- ② 帰宅者による道路の混乱
- ③ 電話の輻輳
- ④ 避難に伴う混乱
- ⑤ 道路交通の混乱
- ⑥ 旅行者等の混乱

2 県の実施事項

知事は、警察部隊及び市町の東海地震に関連する情報等により、各種の混乱の生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実行する。

また、状況に応じて警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

3 県警察の実施事項

(1) 警備体制の確立

南海トラフ地震臨時情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

① 災害警備本部の設置

警察本部に「三重県警察災害警備本部」を、警察署に「警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

② 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

(2) 警戒警備活動重点

- ① 情報の収集・伝達
- ② 住民等への情報伝達活動
- ③ 社会秩序の維持
- ④ 交通対策

- ⑤ 警察施設等の点検及び整備
- ⑥ その他必要な措置

■市町が実施する対策

1 市町の実施事項

- ① 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施する。
- ② 状況に応じ、市町警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- ③ 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

三重県地域防災計画添付資料
令和8年3月発行
三重県防災会議
(三重県防災対策部災害対策推進課)
〒514-8570 津市広明町13
電話 (059) 224-2189
E-Mail staisaku@pref.mie.lg.jp
<http://www.bosaimie.jp/>

この冊子は再生紙を使用しています。